

○長与町議会議員政治倫理条例（逐条解説）

（目的）

第1条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる長与町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、町政に対する町民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例が規定している概要及び制定の目的を明らかにするため定めています。

【解説】

- 議員は、選挙で選ばれた公職者であり、町民全体の奉仕者として高い倫理観を保持し、地位を利用して民意を損なう行為を慎むなど、議員が遵守すべき政治倫理基準を明文化することは町民と議会の約束であり、町民と議会の信頼関係の基盤となるものです。
町民と議会の関係をより強固なものにすることで、議会及び町政に対する町民の信頼を確保し、民主的な町政の運営及び発展に寄与することを目的として定めています。

（議員の責務）

- 第2条 議員は、町民の信頼に値する倫理観及び品位の保持に努め、町民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。
- 2 議員は、地方自治の本旨に従って、議員本来の使命の達成に努めなければならない。
 - 3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条の目的を達成するための議員の責務について定めています。

【解説】

- 第1項は、議員は町民の信頼に値する倫理観を持ち、清廉かつ誠実な職務遂行に努めることを定めています。
- 第2項は、住民自治と団体自治の2つの要素が地方自治本来のあり方であり、これを理解した上で、議員本来の使命達成に努めると定めています。
- 第3項は、政治倫理基準に反する疑惑を持たれたときは、自ら説明責任を果たさなければならないという、政治倫理の原点を定めています。

（町民の役割）

- 第3条 町民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ議員に説明責任を果たすことを求めることができる。
- 2 町民は、主権者として自らも町政を担うことについて自覚を持ち、議員に対し、次条に規定する政治倫理基準に反する働きかけを行ってはならない。

【趣旨】

本条は、主権者である町民の理解と協力は不可欠と考え定めています。

【解説】

- 第1項は、町政及び議会は町民のものであるとの考えから、議員の活動及び政治姿勢等について関心を持ち、必要に応じて説明責任を果たすよう求めることができると定めています。
- 第2項は、町民も主権者であることを自覚し、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させないことを町民の役割として定めています。

（政治倫理基準）

- 第4条 議員は、公職にある者に対して適用される法律の規定によるもののほか、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。
- (1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
 - (2) 常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて、公共の利

を損なうような行為をしないこと。

- (3) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (4) 町の契約に関して特定の者を紹介し、推薦し、又は妨害し、排除する等の働きかけをしないこと。
- (5) 町の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (6) 町の職員の採用、昇格又は異動に関して紹介又は推薦をしないこと。

【趣旨】

本条は、議員が最低限遵守すべき事項を、政治倫理基準として定めています。

【解説】

- 公職にある者に対して適用される法律とは、公職選挙法、政治資金規正法、公職にある者等のあつせん行為等の処罰に関する法律などを言います。
- 議員は、選挙で選ばれた公職者であることを自覚し、人格と倫理の向上に努め、町政運営の一翼を担う者として品位と名誉を損なう行為をしないこと、町民全体の利益擁護を旨として、職務に関して不正の疑惑を持たれないよう、議員が遵守すべき事項として、「町の契約への関与」、「特定の者の有利になるような働きかけ」、「適正な職務遂行を妨げる不当な働きかけ」をしないことなど、6項目を政治倫理基準として定めています。

(請負等に関する遵守事項)

第5条 議員、その配偶者若しくは扶養する親族又はこれらの者が実質的に経営に携わる法人は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町民に疑惑の念を生じさせないようにするため、町が行う請負契約等又は当該請負契約等の下請負若しくは再委託に関する契約を辞退するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、町との契約に関する遵守事項を定めています。

【解説】

- 地方自治法第92条の2は、議員の兼業禁止を規定したのですが、法の趣旨を尊重するとともに、議員は町の施策や予算の審査、請負契約等の議決に関わることから、疑惑の念を生じさせないためにも、議員、その配偶者若しくは扶養する親族、また、これらの者が実質的に経営に携わる法人は、町との契約等は辞退するよう努めることを定めています。

(審査請求)

第6条 町民及び議員は、議員に第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する請負等に関する遵守事項(以下「政治倫理基準等」という。)に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、町民にあっては議員の選挙権を有する者50人以上の者の連署、議員にあっては2人以上の者の連署をもって、その代表者から文書で議長に対し、政治倫理基準等違反の確認の審査を請求(以下「審査請求」という。)することができる。

- 2 前項の規定による審査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。
- 3 議長は、審査請求を受理したときは、当該審査請求の適否及び当該審査請求に係る事項の審査を行うための特別委員会(以下「委員会」という。)の設置の可否について、議会運営委員会に諮問するものとする。

【趣旨】

本条は、議員が政治倫理基準等に違反する疑いがある場合、町民及び議員は審査請求ができるとし、その手続き等について定めています。

【解説】

- 第1項は、審査請求は、町民は50人以上の連署、議員は2人以上の連署により、違反を証する資料を添えて、政治倫理基準等違反の審査請求ができると定めています。
- 第2項は、審査請求の期限は、原則として、その行為があった日又は終わった日から1年以内のものとして定めています。
- 第3項は、審査請求を受理した後、審査請求の適否及び特別委員会設置の可否について、議会運営委員会に諮問することを定めています。

(委員会の設置及び運営)

第7条 委員会の設置、組織及び運営に関しては、長与町議会会議規則(昭和39年規則第1号)及び長与町議会委員会条例(昭和35年条例第1号)の定めるところによる。

- 2 委員会は、当該審査請求の適否及び政治倫理基準等に違反するかどうかについて審査するとともに、議会の措置についても協議するものとする。
- 3 委員会は、当該審査の対象となっている議員(以下「対象議員」という。)に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、対象議員及び関係者に資料の提出及び説明を求めることができる。

【趣旨】

本条は、第6条の審査請求要件が整っている場合の、委員会の設置及び運営に関する事項を定めています。

【解説】

- 第1項は、委員会の設置及び運営等については、会議規則及び委員会条例の規定を適用すると定めています。
- 第2項は、委員会審査及び役割について定めています。
- 第3項は、対象となっている議員に意見を述べる機会を与えることを定めています。
- 第4項は、必要に応じて、対象議員及び関係者に資料の提出及び説明を求めることを定めています。

(対象議員の協力義務)

第8条 対象議員は、委員会から前条の規定により、資料提出又は説明を求められたときは、これに協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、委員会審査の公平性の観点からも、対象議員の協力義務を定めています。

【解説】

- 第7条第4項の規定に基づき、委員会から資料の提出及び説明を求められたときの、対象議員の協力義務を定めています。

(委員会の審査結果)

第9条 委員会は、審査請求を受けた日から60日以内に審査を終え、議長に対して、審査結果を文書で報告するものとする。

- 2 議長は、前項の規定により報告書が提出されたときは、その内容を対象議員に通知する。
- 3 対象議員は、前項の規定により通知された報告書の内容について、不服がある場合は、議長に対し、文書で弁明の申立てをすることができる。
- 4 議長は、前項の申立てがあった場合、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、委員会の審査結果を受けた後の手続き等について定めています。

【解説】

- 第1項は、委員会審査は60日以内に終え、文書で議長に報告することを定めています。
- 第2項は、議長は、審査結果を対象議員に通知することを定めています。
- 第3項は、対象議員は審査結果に不服があるときは、議長に対し文書で弁明の申立てができることと定めています。
- 第4項は、議長は、弁明の申立てがあったときは必要な措置を講ずることを定めています。

(対象議員及び議会の措置)

第10条 対象議員は、政治倫理基準等に違反している旨の委員会審査結果について、議長から通知があったときは、自らの責任を明らかにしなければならない。

- 2 議会は、政治倫理基準等に違反したと認められる対象議員に対し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 文書による警告
 - (2) 公開の議場における陳謝
 - (3) 議会における役職の辞職勧告
 - (4) 議員の辞職勧告

(5) その他必要な措置

- 3 議長は、前項の措置を講じたときは、その内容を第6条第1項に規定する代表者に通知するとともに、本会議で報告し、措置の内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、対象議員に違反があったときの議員及び議会の措置を定めています。

【解説】

- 第1項は、対象議員は、政治倫理基準等に違反していると認定されたときは、自らの責任を明らかにしなければならないと定めています。
- 第2項は、対象議員に対し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会としての措置として、文書による警告、公開の議場における陳謝、議会役職の辞職勧告、議員の辞職勧告等を講じることを定めています。
- 第3項は、これらの措置を講じたときは、議長は本会議で報告し、審査請求代表者にも通知するとともに、議会ホームページ及び議会だよりで公表することを定めています。

(請求による説明会)

第11条 議会は、前条第2項による議会の措置に対し、議員の選挙権を有する者50人以上の者の連署により、町民に対する説明会(以下「説明会」という。)の開催請求があり、特に必要があると認めたときは、開催することができる。

- 2 対象議員は説明会に出席し、釈明しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査結果に対し、説明会の開催請求があったときの措置について定めています。

【解説】

- 第1項は、審査請求と同様に町民50人以上の連署により説明会の開催請求があり、議会が特に必要があると認めたときは開催できると定めています。
- 第2項は、対象議員は説明会に出席し、釈明しなければならないと定めています。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

【趣旨】

本条は、条例の施行における委任事項です。

【解説】

- この条例施行における審査請求手続き、様式、その他については、長与町議会議員政治倫理条例施行規程で定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月26日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。